
保険診療の制限を超えるリハビリの 保険外併用療養費について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合は、医師から必要と認めた場合、月13単位を限度として保険適用となりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費（選定療養）として自己負担していただきます。料金は下記の通りです。

疾患別リハビリテーション	保険適用の 期間	13単位を超えて行う料金
脳血管疾患 リハビリテーション（Ⅰ）	180日	1単位につき 2,700円(税別)

病院長